税務署整理欄 R6

住宅取得等資金に係る相続時精算課税選択の特例適用チェック表(新築・取得用)

このチェック表は、住宅取得等資金の贈与を受けた方が、「住宅取得等資金に係る相続時精算課税選択の特例」の 適用を受けられるかをチェックしていただくためのものです。ご自分でチェックの上、贈与税の申告書及び添付書類とともに提出してください。

なお、一度この制度の適用を受けますと、適用した年分以降にこの制度に係る贈与者(贈与をした方)から贈与を受けた財産については、暦年課税を適用することはできないので、十分注意してください。

氏名

	チ		L	ッ	ク	項		目	該	当	非該当
								ことができます。)			
1	あなたは、								は	<i>\)</i>	いいえ
2	あなたは、 養子等をいい							曽与者の子、孫及び	は	V	いいえ
	贈与を受け										
3								-			
	ただし、あなたが一時居住者(注1)であり、贈与者が外国人贈与者(注2)又は非居住贈与者(注3)である場合は、「いいえ」をチェックしてください。										
								でも、次のいずれか	1		
	に該当す	トる場合に	は「はい」	をチェ	ックしてく	ださい。			1.4		
			籍を有し、	ており、貝	贈与の日前	j10年以内	日本国	国内に住所を有したこ	17	V)	1
	とがある		築な右し、	てもり 目	贈りの口部	:10年11は	ᆥ	国内に住所を有してい			(※)
								にも該当しないこと。			
	c あなた	たが日本国	籍を有し	ておらず、	贈与者が	外国人贈	曽与者及て	が非居住贈与者のいず			
		亥当 しない									
4								していますか。			
	または、令	7年3	月15日ま	きでに住	宅用の家児	屋の新築	又は取行	导をし、令和7年12			
	月31日までに								は	V	いいえ
	(注)「新築」	」には、令和	17年3月	15日におい	いて屋根(そ	の骨組み	を含みます	「。)を有し、土地に定着 「取得」の場合は、同日			
	した建垣において	『物として認 『引渡しを受	められる時	がなの状に	態にめるもり れます。	かかさまれ	しよりか、	「取侍」の場合は、回日			
						までに	住宅用の	の家屋の新築又は取			
	得の対価、オ	吉しく は信	主宅用の	家屋の新	「築又は 取	(得とと	もにする	敷地の取得の対価			
5	(家屋の新築	た	て取得つ	する敷地	の対価を	含みます	ト。) に 対	こてていますか。	は	11	いいえ
	(注) 配偶者	、親族など	特別の関係	がある方だ	いら敷地を耳	対得してい	る場合、そ	その取得の対価に充てら			
		については						- 1.3			
6	あなたは、 (注) 共有持分				 所有者(登記の名	3義人)	ですか。	は	V	いいえ
7					上の床面		3DJ トで	あり、かつ、その2			
	分の1以上が					/[貝(よせ011		W) 9 \ N \ 2\ C \ 2	は	<i>V</i> >	いいえ
8	新築又は耶					あるもの	つですか		は	しい	いいえ
0				•				<u>。</u> ご特別の関係がある	14	٧,	V ·V · /_
9				•	80121CV)	北) (1) (1)	税跌ばる	付別の関係がある	いい	ヽえ	はい
10	方から新築ス				.b. ユ.)ァキナ	ルナフュ	のマナ	2.			
	取得した信							か。 築されたもの			
		関用されに 以外のもの							14	1.5	いいえ
	c 上記 a	及びb以外	の家屋で	、耐震改值	修を行うこ	とにつき	その取得	鼻の日までに一定の手	17	ν,	VVVス
	続を行 明され	い、令和 7:	年3月15	日までにī	耐震改修に	より耐震	基準に通	値合していることが証			
(i/t-) =	り 明され	たもり 勝り	H & 11+1 = 111	→ 1=1 <i>bb</i> → 111 T	7 ~ 10 ### [] = 37] -	→\ \	Γ → <i>&&</i> \	1, L \ end+		n \/ /-> 1./-	+ + L = +

⁽注) 1 「一時居住者」とは、贈与の時に出入国管理及び難民認定法(以下「入管法」といいます。)の別表一の在留資格を有する者 で、贈与の日前15年以内に日本国内に住所を有していた期間の合計が10年以下の者をいいます。

^{3 「}非居住贈与者」とは、贈与の時に日本国内に住所を有していなかった贈与者であって、①贈与の日前 10 年以内に日本国内に住所を有していなかった贈与者であって、①贈与の日前 10 年以内に日本国内に住所を有していなかった者又は②贈与の日前 10 年以 内に日本国内に住所を有していたことがない者をいいます。

【添付書類】

次に掲げる区分に応じ、下表の〇を付した書類を**贈与税の申告書第一表**及び**申告書第二表(相続時精算課税の計算明細書)**とともに提出してください。

- イ 令和7年3月15日までに住宅用家屋の新築又は取得をして、居住した方
- ロ 令和7年3月15日までに住宅用家屋の**新築又は取得をしたが、居住していない方**
- ハ 令和7年3月15日までに住宅用家屋の新築に係る工事が完了していない方

		口		
	<u>イ</u>		ハ	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
1	0	0	0	相続時精算課税選択届出書
2	0	0	0	贈与を受けた方(あなた)の戸籍謄本(抄本)その他の書類で、次の内容を証する書類(贈与を受けた日以後に作成されたものに限ります。) ① 贈与を受けた方の氏名、生年月日 ② 贈与を受けた方が贈与者の推定相続人又は孫であること (注)贈与を受けた方が贈与者の孫である場合、贈与者の子の戸籍謄本(抄本)も必要です。
3	0	0		新築又は取得をした住宅用家屋に関する登記事項証明書 1 住宅用家屋の取得とともにその敷地の用に供されている土地等を取得するときには、土地等に関する登記事項証明書も併せて提出してください。 2 取得した住宅用家屋が建築後使用されたことのある家屋で、登記事項証明書によって床面積及び昭和57年1月1日以後に建築されたものであることが明らかでないときには、これを明らかにする書類も必要となります。 3 取得した住宅用家屋が、表面チェック項目10 bに該当する場合には、次に掲げるいずれかの書類も提出してください。 ① 耐震基準適合証明書(その家屋の取得の目前2年以内にその証明のための家屋の調査が終了したものに限ります。) ② 建設住宅性能評価書の写し(耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)1、2又は3のものに限ります。また、その家屋の取得の目前2年以内に評価されたものに限ります。) ③ 既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類(その家屋の取得の目前2年以内に結ばるいずれかの申請書等(住宅用家屋が、表面チェック項目10 cに該当する場合には、次に掲げるいずれかの申請書等(住宅用の家屋の取得の目までに行った申請に係るものに限ります。)の写し及びその申請書等に応じた証明書等(令和7年3月15日までに耐震基準に適合することとなった住宅用の家屋に係るものに限ります。)も提出してください。 ① 建築物の耐震改修の計画の認定申請書(申請先:都道府県知事等)及び耐震基準適合証明書 ② 耐震基準適合証明申請書(仮申請書)[申請先:登録住宅性能評価機関等]及び耐震基準適合証明書 ③ 建設住宅性能評価申請書(仮申請書)[申請先:登録住宅性能評価機関)及び建設住宅性能評価書の写し(耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)1、2又は3のものに限ります。) ④ 既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約の申込書 [申請先:在宅瑕疵担保責任保険契約の申込書 [申請先:在足限工具工具工具工具工具工具工具工具工具工具工具工具工具工具工具工具工具工具工具
4	0	0	0	住宅用の家屋の新築に係る工事の請負契約書の写しや売買契約書の写しなど、住宅用家屋 (その敷地の用に供されている土地等を取得する場合は、その土地等の取得を含みます。) を配偶者、親族など特別の関係がある方以外の方から新築又は取得したことを明らかにする 書類 (注) 上記の内容が登記事項証明書で明らかになる場合は、登記事項証明書で差し支えありません。
5		0		① 住宅用家屋の新築又は取得後直ちに居住の用に供することができない事情及び居住の 用に供する予定時期を記載した書類 ② 住宅用家屋を遅滞なく居住の用に供することを約する書類
6			0	住宅用家屋の新築工事の請負契約書その他の書類でその家屋が住宅用家屋に該当すること及びその床面積を明らかにするもの又はその写し
7			0	① 住宅用家屋の新築工事の状態が棟上げの状態にあることを証するこの工事を請け負った建築業者等の書類で、この工事の完了予定年月日の記載があるもの ② 住宅用家屋を遅滞なく居住の用に供すること及び居住の用に供したときには遅滞なくその家屋に関する登記事項証明書を所轄税務署長に提出することを約する書類で、居住の用に供する予定時期の記載のあるもの (注) 住宅用家屋を居住の用に供したときには、遅滞なく登記事項証明書を提出してください。

※ 申告書への不動産番号等の記入又は登記事項証明書の写しなどの不動産番号等の記載のある書類の提出をすること により、登記事項証明書の原本の添付を省略することができます。